

# 知多市立佐布里小学校いじめ防止基本方針

## 1 基本的な考え方

学校という集団生活の場ではいじめは起きうるものという前提に立ち、その上で全教育活動を通じて未然防止に努め、起きたときは速やかに組織的対応をもって解決する。対応にあたっては保護者との連携を重視し、必要に応じて市教委等の協力も求める。

## 2 いじめ防止対策の組織

### (1) いじめ不登校対策委員会

#### ①目的

- ・いじめ防止に係る方針や具体的対策についての共通理解を図る。
- ・大きないじめが起きたときに事案の内容を共通理解し、組織的対応で解決を図る。
- ・生活指導面で配慮の必要な児童の情報の共通理解を図る。

#### ②構成員

全職員、必要に応じてスクールカウンセラー

#### ③回数

月1回+大きな問題が起きたとき

### (2) ケース会議

#### ①目的

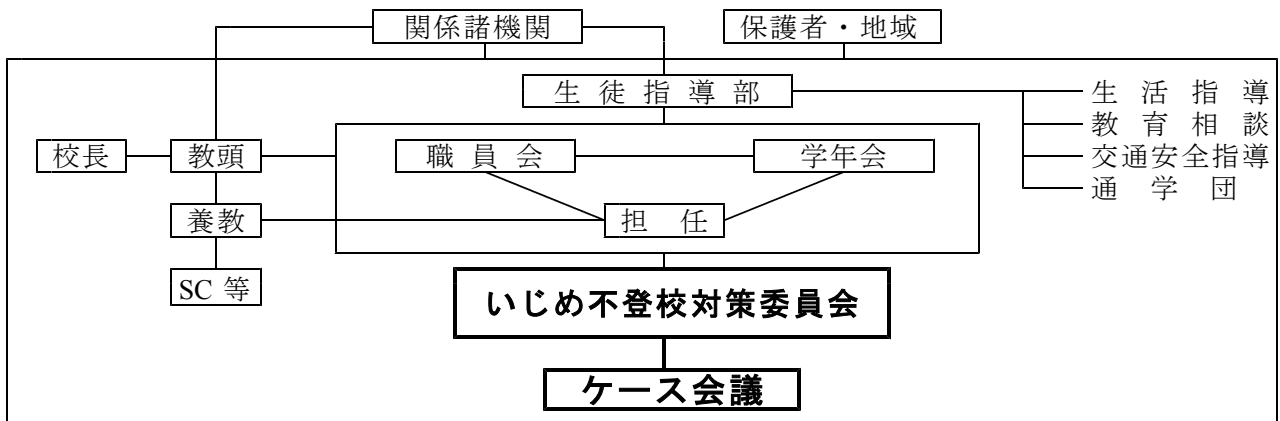
いじめの疑われる事案が起きたときに関係者が情報を共有し、解決策を検討する。

#### ②構成員

校長、教頭、教務主任、校務主任、生活指導主任、養護教諭、関係職員、必要に応じてスクールカウンセラー

#### ③回数

いじめの疑われる事案が起きたとき



## 3 いじめ防止の具体的な取組

### (1) 未然防止の取組

- ・他を認め合う温かい雰囲気のある学年・学級をつくる。
- ・道徳の授業で人への優しさ、思いやりの気持ちを高める。
- ・縦割り集団活動や児童会活動等を通じて望ましい人間関係をつくる。
- ・教員が個々の児童を広く深く理解する。

### (2) 早期発見の取組

- ・全職員がアンテナを高くし、いじめにつながる言動の早期発見に努める。
- ・児童が相談しやすいような姿勢、雰囲気づくりに努める。
- ・学期1回の定期教育相談を実施し、事前に全児童にアンケートをする。
- ・担任以外にも相談相手を全職員から児童が選べるようにする。
- ・随時、気になる児童と面談する。
- ・保護者からの情報を収集しやすくするため連絡帳を活用する。

### (3) いじめに対する指導

- ・関係児童、周囲の児童から情報を収集し、事案の正しい認識を図る。
- ・ケース会議等で組織的対応の方法を検討する。
- ・関係児童の指導を行い、保護者にも協力を求める。
- ・悪質、重大な事案は市教委等とも対応を協議し、必要であれば外部機関の協力も求める。

(平成30年4月1日策定)

